

# 聖心女子大学における研究費等の取扱いに関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、聖心女子大学（以下「本学」という。）における学外からの研究費等（以下「研究費等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 研究費等の運営及び管理については、法令または他の関係規程等に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

## (定義)

第3条 この規程において「研究費等」とは、次のものをいう。

- (1) 科学研究費補助金等、各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 受託研究費
- (3) その他、本学の責任において管理すべき研究費

2 この規程において「部局」とは、学務部、学生部、管理部及び企画部をいう。

3 第1項に規定する「研究費等」は、次の経費からなるものとする。

- (1) 当該研究費等により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、本学または研究者が使用する経費（「直接経費」という。）
- (2) 当該研究費等による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費（「間接経費」という。）

## (責任と権限)

第4条 本学の研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定するとともに研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長が指名した副学長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、本学内の各部局等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- 5 部局責任者は、各部局における研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局の長をもって充てる。
- 6 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

## (不正防止計画の策定及び実施)

第5条 統括管理責任者は、研究費等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

## (不正防止計画の策定及び実施に係る報告等)

第6条 統括管理責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の実施について、統括管理責任者に対して不正発生要因の除去等の改善を命ずるものとする。

- 3 統括管理責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、報告内容が不適當であると認められる場合には、統括管理責任者に対し改善を命ずるものとする。

(組織体制)

第7条 本学の研究費等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止計画推進室を設置する。

- 2 不正防止計画推進室に室長を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 室長
  - (2) 学務部長、学生部長、管理部長、企画部長、監査室長
  - (3) その他、室長が指名した者 若干名
- 4 不正防止計画推進室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
  - (2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
  - (3) 行動規範の策定等に関すること。
  - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

5 不正防止計画推進室の事務は、関係事務部署の協力を得て、企画部企画課において処理する。

6 その他、不正防止計画推進室について必要な事項は別途定める。

(相談窓口)

第8条 本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、企画部企画課内に設置する。
- 3 相談窓口は、本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(内部監査の実施)

第9条 内部監査については、別に定める「聖心女子大学公的研究費内部監査規程」による。

(不正が明らかになった場合の対応)

第10条 不正使用に関する対応については、別に定める「聖心女子大学公的研究費の不正使用への対応に関する規程」による。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月9日から施行し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月13日から施行する。